

Title	アッティカのデーモスにおける「冠授与の布告」
Author(s)	竹内, 一博
Citation	パブリック・ヒストリー. 2006, 3, p. 62-76
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/66436
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

アッティカのデーモスにおける「冠授与の布告」

竹内一博

1 「冠授与の布告」

4世紀中頃から3世紀後半にかけて⁽¹⁾、アッティカのデーモスでは、「冠授与の布告」に関する決議がなされていた。「冠授与の布告」とは、共同体に対する功労者を顕彰する際に、共同体がその人物に冠を授与することを所定の日時に公に布告することである。顕彰碑文では、一般的に **ahēpein ton stefanon** という語句によって規定されている。ただしこの規定は、顕彰決議に自動的に組み込まれるものではなかった。それゆえ「冠授与の布告」に関する決議は、共同体の特別な動機を反映していると考えられ、当時のデーモスにおける顕彰のあり方、およびデーモスの共同体としての意識の有り様を知る上で貴重な史料といえる。

先行研究は、デーモスにおける「冠授与の布告」をポリスの模倣とみなしてきた。つまり、古典期のアテナイには、アッティカのデーモスによってポセイデオン月（現在のほぼ12月）に举行されるディオニュシア祭と、ポリス主導のもとエラフェボリオン月（現在のほぼ3月）に举行されるディオニュシア祭とが並存していた。従来、デーモスにおけるディオニュシア祭はアッティカ村落部で古い伝統を持ち、本来は豊穡を祝う祭儀であったといわれている⁽³⁾。そし

(1) 研究文献の発表年を除き、特に表記のない場合、世紀・年号は全て紀元前である。ギリシア語をカタカナ表記する際、慣例による場合を除き、長短は無視した。本稿における略語は、雑誌については *L'Année Philologique* に、史料等については Hornblower, S., Spawforth, A. (eds.), *The Oxford Classical Dictionary*³, Oxford, 1996 に従った。以下の略語は、各研究者がつけた碑文番号を示す際に用いた。

Lawton=Lawton, C. L., *Attic Document Reliefs : Art and Politics in Ancient Athens*, Oxford, 1995.

Osborne=Osborne, M. J., *Naturalization in Athens*, I-IV., Brussel, 1981-1983.

RO=Rhodes, P. J., Osborne, R. (eds.), *Greek Historical Inscriptions 404-323 BC*, Oxford, 2003.

Schwenk=Schwenk, C. J., *Athens in the Age of Alexander: The Dated Laws & Decrees of 'The Lykourgan Era' 338-322 B.C.*, Chicago, 1985.

V-T=Veligianni-Terzi, C., *Wertbegriffe in den attischen Ehrendekreten der Klassischen Zeit*, Stuttgart, 1997.

Whitehead=Whitehead, D., *The Demes of Attica, 508/7-ca. 250 B. C.: A Political and Social Study*, Princeton, N.J., 1986.

(2) Henry, A. S., *Honours and Privileges in Athenian Decrees: The Principal Formulae of Athenian Honorary Decrees*, Hildesheim, 1983, pp. 28-33.

(3) Parke, H. W., *Festivals of the Athenians*, London, 1977, p. 103.

て、ポリスのディオニュシア祭（およびレナイア祭）はこれに由来するものであり、その成立後、デーモスのディオニュシア祭はある程度本来の原初的性格を保ちながらも、ポリスのそれを模倣していったと説明されている⁽⁴⁾。そのような模倣の一要素として、「冠授与の布告」は位置づけられている。Pickard-Cambridge は、功労者に対する冠授与を布告し、ポリスの制度を小規模な形で反映することによって、デーモスのディオニュシア祭がポリスを模倣し、ポリスの中のポリスとしてのアイデンティティを主張する機会をデーモスに提供したと論じた⁽⁵⁾。この見解は、デーモスに関する包括的研究を著した Whitehead がデーモスのディオニュシア祭の考察においてほぼそのまま引用したため、通説として定着している。しかし、そもそもポリスによる「冠授与の布告」はどのように行われ、どのような意味を持ったのか、そしてその儀式を模倣することがなぜデーモスのアイデンティティの主張に結び付くのか、といった点について Whitehead は十分な検討を行っていなかった。さらに、アッティカのデーモスは冠授与をデーモスのディオニュシア祭でのみ布告したのではない。アトモノン区はアマリュシア祭で、ハライ・アラフェニデス区はタウロポリア祭で、それぞれ冠授与を布告している（後述）。つまり、デーモスにおける「冠授与の布告」をデーモスのディオニュシア祭との関わりからのみ論じることは、適切な方法とはいえない。それゆえ、デーモスにおける「冠授与の布告」の実態について明らかにする必要がある。

一方、ポリスによる「冠授与の布告」については、近年 Goldhill が斬新な視点を提示している。Goldhill は、5 世紀のポリスのディオニュシア祭において悲劇の競演前にディオニュソス劇場で行われた四つの儀式、すなわち将軍による神々への献酒、デロス同盟期には同盟国からもたらされた貢租の展示、戦没者孤児の武装行進、そしてポリスの功労者に対する「冠授与の布告」が、アテナイ民主政のイデオロギー装置としての役割を担ったと論じた⁽⁷⁾。この見解により、劇競演前の儀式の重要性は多くの研究者に認められることとなった⁽⁸⁾。しかしその一方で、これらの儀式やディオニュシア祭が Goldhill の主張するような「民主政ポリス」ではなく、「ポリス」を反映したとする批判もみられる⁽⁹⁾。ここではこの議論に立ち入らないが、Goldhill が 5 世紀のディオニュシア祭における重要な儀式とみなした「冠授与の布告」が、5 世紀末の史料から現

(4) Deubner, L., *Attische Feste*, Berlin, 1932, S. 138; Parke, *op. cit.*, p. 100.

(5) Pickard-Cambridge, A. W., *The Dramatic Festivals of Athens*², rev. Gould, J., Lewis, D. M., Oxford, 1968, p. 51.

(6) Whitehead, *op. cit.*, p. 222.; Nagy, G., *Pindar's Homer: The Lyric Possession of an Epic Past*, Baltimore, 1990, p. 390, n. 47; Taylor, M. C., *Salamis and the Salaminioi: The History of an Unofficial Athenian Demos*, Amsterdam, 1997, p. 168.

(7) Goldhill, S., "The Great Dionysia and Civic Ideology", Winkler, J. J., Zeitlin, F. (eds.), *Nothing to do with Dionysos?: Athenian Drama in its Social Context*, Princeton, N.J., 1990, pp. 97-129.

(8) Cf. Rehm, R., *Greek Tragic Theatre*, London, 1992, p. 17; Csapo, E., Slater, W. J. (eds.), *The Context of Ancient Drama*, Ann Arbor, 1994, pp. 107-108.; Wiles, D., *Tragedy in Athens: Performance Space and Theatrical Meaning*, Cambridge, 1997, p. 26; Sourvinou-Inwood, C., *Tragedy and Athenian Religion*, Lanham, 2003, p. 71.

(9) Versnel, H. S., "Religion and Democracy", Eder, W. (hg.), *Die athenische Demokratie im 4. Jahrhundert v. Chr.: Vollendung oder Verfall einer Verfassungsform?: Akten eines Symposiums 3.-7. August 1992, Bellagio*, Stuttgart, 1995, p. 376; Griffin, J., "The Social Function of Attic Tragedy", *CQ* 48. 1, 1998, pp. 46-50; Rhodes, P. J., "Nothing to do with Democracy: Athenian Drama and the Polis", *JHS* 123, 2003, pp. 104-119; Carter, D. M., "Was Attic Tragedy Democratic?," *Polis* 21. 1/2, 2004, pp. 1-25. 特に Griffin に対する反論として、Goldhill, S., "Civic Ideology and the Problem of Difference: The Politics of Aeschylean Tragedy, Once Again", *JHS* 120, 2000, pp. 34-56.

れ始めるとの指摘は無視できないであろう。それゆえ、ポリスによる「冠授与の布告」もまた、いつ、どのように行われていたかを改めて確認する必要があり、その作業はデーモスによる模倣のプロセス、および模倣の意味を考察する上で欠かせないことだと考えられる。

そこで本稿では、「冠授与の布告」に関するポリスとデーモスの碑文史料を網羅的に紹介し、若干の点について指摘することとしたい。本格的な考察は、紙幅の都合からも時間的な問題からも別の機会にゆずらざるを得ないが、今後デーモスによる「冠授与の布告」の意味を考えていく上では、周藤芳幸氏が一つの視点を提示しているように思われる。周藤氏は、ポリスのディオニュシア祭の創始を漠然と6世紀末とし、デーモスのディオニュシア祭およびその直接的な痕跡である劇場を規模の大きなデーモスの一つの特徴とみなすことで、デーモスのディオニュシア祭がポリスのディオニュシア祭に先行して存在していた伝統的な祭儀ではなく、規模の大きなデーモスにおいて中心市のそれを模倣する形で成立したものであったと推測した⁽¹⁰⁾。そしてそのような前提のもと、史料的に恵まれたペイライエウス区の事例を検討し、デーモスのディオニュシア祭が在地デーモスの中心市からの自律という傾向を体現していた可能性を指摘した⁽¹¹⁾。つまり周藤氏は、考古学上の知見とペイライエウス区に関するケーススタディから、デーモスのディオニュシア祭に潜在するデーモスの自律性を読み取ったといえる。では、アッティカ各地のデーモスがポリスを模倣し、独自の祭儀に取り入れたと考えられる「冠授与の布告」については、周藤氏の主張するようなデーモスの自律性への意識を想定することが可能であろうか。もしこのような想定が可能ならば、4世紀後半のデーモスの碑文史料から、デーモスの自律性という傾向を検証する手がかりを得ることになる。ただし、本稿ではこの問題を正面から取り上げることはできないため、具体的な考察は別稿にゆずりたい。

以下、まずポリス碑文における用例を取り上げ、次にデーモス碑文における用例を紹介する。なお、史料は全訳せず、「冠授与の布告」に関する規定を中心に訳出を試みた。また、[]内は校訂者が欠損を補填した部分を指すが、ギリシア語原文と正確に対応させることはできなかった。

(10) 周藤芳幸「古典期アテネの二つのディオニュシア祭——祭儀とポリス空間構造をめぐる試論——」『名古屋大学文学部研究論集』134、1999年、152-156頁。

(11) 周藤、前掲論文、156-159頁。

ボリスの碑文史料における「冠授与の布告」

No.	史料	年代	被顕彰者	出身国・ 所属区	布告規定
1	IG I ³ 102	410/09	トラシュブロス	カリュドン	[伝令] [ディオニュシア祭] 競演
2	IG I ³ 125	405/4	エビケルデス	キュレネ	[伝令] 中心市の [競演]
3	IG II ² 2.b	403/2 or 382/1	アリスト [クセ] ノス? ペリアンドロス?	ボイオティア	[伝令] [ディオニュシア祭] [悲劇] 競演
4	IG II ² 20	394/3	エウアゴラス	サラミス	[伝令] [悲劇] [競演]
5	Osborne D13	357/6	アリストメネス	アンドロス?	民会によって [定められた] 時
6	IG II ² 212	347/6	スパルトコス、パイリサデス	ボスポロス	大パンアテナイア祭
7	IG VII 4252	332/1	アンフィアラオス神	オロポス	民会の伝令
8	IG II ² 1629	325/4	三段櫓船奉仕者 3 名	? 区	評議会の伝令 タル [ゲリア祭] 競演
9	IG II ² 448	323/2	シキュオン (ボリス)	シキュオン	[大ディオニュシア祭] 競演
10	IG II ² 1479	318/7	騎兵長官 2 名	? 区	大ディオニュシア祭 悲劇
11	IG II ² 1479	318/7	コノン	アナフリュストス区	大パンアテナイア祭 体育競技
12	IG II ² 456	307/6	コロフォン (ボリス)	コロフォン	伝令 パンアテナイア祭 体育競技 競技場
13	IG II ² 1491	307/6	?	?	ディオ [ニュシア祭] [悲劇]
14	IG II ² 510	post 307/6	?	?	? (布告を財務長官が [監督])
15	IG II ² 555	307/6-304/3	アスクレピアデス	ビュザンティオン	大ディオニュシア祭 悲劇 競演
16	IG II ² 555	307/6-304/3	アスクレピアデス	ビュザンティオン	劇場 デイオニュシア祭 競演
17	IG II ² 385.b	c.307-303/2	アリストニコス	カリュストス	[大ディオニュシア祭] [悲劇]
18	IG II ² 557	post 306/5	? (ボリス)	?	大 [パンアテナイア祭] [体育競技]
19	SEG 38.143	304/3	?	?	[ディオ] ニュシア祭 [悲劇] 競演
20	IG II ² 492	303/2	アポッロニデス	ペイライエウス区	[パンアテナイア祭] 体育 [競技]
21	IG II ² 692	post 303/2	将軍たち	? 区	[ディオニュシア祭] [悲劇] [新作競演]
22	SEG 19.63	s.IV	?	?	? ([布告を……が] 監督)

2 ポリス碑文における「冠授与の布告」

管見の限りでは、アッティカでは5世紀末から1世紀後半にかけて「冠授与の布告」に関する碑文史料が138例ある⁽¹²⁾。そのうちポリスによる「冠授与の布告」は94例あるが、ここでは4世紀末までの22例を扱い(表参照)、3世紀以降の用例については註で言及するに留める。以下、年代順に重要と思われる用例を紹介していきたい。

まず、「冠授与の布告」を記した最古の碑文 *IG I³ 102* は、「四百人」寡頭政権の中心人物の一人、フリュニコスを暗殺したカリュドンのトラシュブロスと他の者たちを顕彰する410/09年の決議である⁽¹³⁾。この決議は三つの部分からなり、その主部においてトラシュブロスを顕彰し、1,000ドラクマ相当の金冠を授与する、と記されている。そして *IG I³* の校訂テキストに従えば、12-14行目の布告規定は「[市民団が彼に冠を授与することを][伝令がディオニュシア祭の]競演時に[布告すること]」⁽¹⁴⁾と読める。碑文の損傷が甚だしいが、トラシュブロスに対する冠授与が「競演時に」布告されたことは明らかであり、この「競演」はディオニュシア祭の時であると推測されている⁽¹⁵⁾。また、決議の第二部であるディオクレスの追加提案において、トラシュブロスに市民権が付与された。

IG I³ 125 もひどく損傷しているが、銀1タラントンを寄付したキュレネのエピケルデスに冠を授与する旨が記されている⁽¹⁶⁾。ただし10-14行目からは、かつてエピケルデスが100ムナを寄付し、アテナイ市民団からアテレシア(免除の特典)を付与されたこともうかがえる。そして23-29行目の布告規定にも、「[かつて]キュレネの[エピケ]ルデスが[安全な帰還のために]アテナイ人に[100ムナを寄付したこと]、[そしてこのことに報いて]、[アテナイ人に対する][勇敢]と善意の故に彼に冠を授与したことを、直ちに中心市の[競演時に][伝令が]布告すること」とある。そしてデモステネス『レプティネス弾劾』(355/4年)によれば、アテナイがシケリア遠征で敗退した際(413年)、捕虜となった市民にエピケルデスが100ムナを与えて飢餓状態から救い、これに対してアテナイ人が彼にアテレシアを付与したという。さらに「三十人」政権が樹立される直前には(413-404年)、軍資金の窮乏した民主派にエピケルデスが1タラントンを

(12) *IG I³ 102; 125; IG II² 2. b; 20; 212; 385. b; 448; 456. b; 492; 510; 555 (2用例); 557; 646; 653; 654; 657; 677; 682; 692; 693; 708; 793; 836; 851; 861; 891; 895; 900; 925; 931; 942; 956; 957; 958; 963; 966; 983. a; 1006 (2用例); 1008 (3用例); 1009 (2用例); 1011 (3用例); 1027; 1028 (2用例); 1029; 1030; 1039; 1040; 1041; 1042. d; 1043; 1134; 1149; 1161; 1178; 1186; 1187; 1188; 1189; 1193; 1202; 1203; 1208; 1214; 1223; 1224; 1227; 1235; 1244; 1247; 1263; 1273; 1277; 1282; 1292; 1297; 1299 (2用例); 1300; 1304; 1304. b; 1314; 1315; 1325; 1329; 1330; 1343; 1468; 1479 (2用例); 1491; 1629; *ID 1497bis. b* (2用例); 1507; *IG VII 2411; 4252; IPerg I 160.b; IPriene 45; Joseph. AJ. 14. 153. 3; SEG 15. 104 (3用例); 19. 63; 19. 68; 19. 95; 21. 357; 21. 414; 21. 435; 22. 117; 22. 120; 24. 135; 25. 106; 25. 108 (2用例); 25. 112; 26. 98; 28. 60; 28. 75; 32. 117; 32. 129; 33. 107; 34. 103; 36. 186; 38. 143. B. II; 43. 26. B; 48. 129; Hesperia 10. 1, p. 58, no. 22; 13. 3, 1944, pp. 229-231, no. 3; 13. 3, 1944, p. 249, no. 10; *MDAI (A) 66, 1941, p. 228, no. 4.***

(13) *IG I² 110; SIG³ 108; ML 85; Osborne D2; Fornara 155; V-T A29.*

(14) *IG I²* と *SIG³* は「[市民団が彼に冠を授与することを][中心市のディオニュシア祭の]競演時に[布告すること]」と読む。

(15) Henry, *op. cit.*, p. 30.

(16) *IG II² 174.b; Lawton 10.*

を与えたとある⁽¹⁷⁾。これら二つの史料の内容から、405/4年の決議の目的は、銀1タラントンの寄付に対してエピケルデスに冠を授与し、以前の功績(100ムナの寄付)とともに布告すること⁽¹⁸⁾であったと考えられる。

IG II² 2は二つの断片からなる⁽¹⁹⁾。断片aでは、ボイオティア人のシモンの子アリスト[クセ]ノスがアテナイ人に対して良き人物であるために顕彰され、プロクセノスとエウエルゲテスの称号を与えられている。アルコン名がエウ[クレイデス]と復元されているため、決議の成立年代は403/2年となる。一方、断片bは損傷がひどいが、補遺におけるWilhelmの読みに従えば「[彼の息子ペ]リアンド[ロス]」を顕彰し、プリュタネイオンにおける歓待に招待し、300ドラクマ相当の金冠を授与する、とある。そして10-12行目には「[悲劇の]競演[が行われるディオニュシア祭の時に伝令が布告すること]」と記されている。二つの断片が一つの決議ならば、アリストクセノスとペリアンドロスは親子であり、二人とも布告の対象者なのかもしれない。しかし近年、Walbankが提示した新しいテキストでは、アルコン名はエウ[アンドロス]と復元され、決議の成立年代が382/1年に引き下げられた。さらに彼は、断片bを独立したドキュメントとして解釈し、その被顕彰者も「[ペ]リアンド[ロスの息子]」と読む⁽²⁰⁾。その場合、布告の対象はペリアンドロスの息子のみとせねばならないだろう。

IG II² 20は、キュプロスのサラミスの王エウアゴラスを顕彰する394/3年の決議である⁽²¹⁾。1979年にIGの碑文を断片cとして、新たに断片aとbを加えた35行のテキストが提示された⁽²²⁾。その18行目(断片b)と29行目(断片c)前後には、不完全ながらも布告規定の存在を推測できる。断片bとcは文法上の違いこそあれ、内容は同じと考えられ、校訂者は13-17行目(断片b)に関して次のような復元を試みている。「[……彼を顕彰すること……彼に金冠を授与すること]。アテナイ人に対する[勇敢の故に、アテ]ナイ[市民団がサラミス]王エウアゴラス[に冠を授与することを][……悲劇競演]時に[伝令が]布告すること。」⁽²³⁾なお、411年直後、エウアゴラスはアテナイ人によって顕彰され、おそらくこの時に市民権を得ている⁽²⁴⁾。そして、405年のアイゴスポタモイの海戦で敗退してサラミスに身を寄せていたコノン⁽²⁵⁾とともに、エウアゴラスは394年のクニドス沖の海戦でスパルタを打ち破ることに貢献し、アテナイ人によって顕彰され、ケラメイコス区の「王の列柱官」の近くに像が建立されたという⁽²⁶⁾。その時の

(17) Dem. 20. 42.

(18) Meritt, B. D., "Ransom of the Athenians by Epikerdes", *Hesperia* 39. 2, 1970, pp. 111-114; West, W. C., "The Decrees of Demosthenes' *Against Leptines*", *ZPE* 107, 1995, pp. 237-247; MacDowell, D. M., "Epikerdes of Kyrene and the Athenian Privilege of *Ateleia*", *ZPE* 150, 2004, pp. 127-133.

(19) Cf. Lawton 79.

(20) Walbank, M. B., "An Athenian Decree Re-considered: Honours for Aristoxenos and another Boiotian", *EMC* 26, 1982, pp. 259-274 (未見、SEG 32.38による)。

(21) Tod 109.

(22) Lewis, D. M., Stroud, R. S., "Athens Honors King Euagoras of Salamis", *Hesperia* 48. 2, 1979, pp. 180-193. cf. Osborne D3; Lawton 84; V-T A54; RO 11.

(23) Lewis/Stroud, *op. cit.*, p. 189.

(24) IG I³ 113; Isoc. 9. 54; [Dem.] 12. 10.

(25) Xen. *Hell.* 2. 1. 29.

(26) Isoc. 9. 56-57; Paus. 1. 3. 2.

決議を刻み記したものが、この碑文であると考えられている。⁽²⁷⁾

IG II² 212 は、黒海のキンメリアのボスポロスの王スパルトコスとパイリサデスを顕彰する 347/6 年の決議である。⁽²⁸⁾ 24-26 行目に「各人に 1,000 ドラクマ相当の金冠を大パンアテナイア祭で授与すること」、そして 29-33 行目に「アテナイ市民団に対する徳と善意の故に、アテナイ市民団がレウコンの子スパルトコスとパイリサデスに冠を授与することを布告すること」が記されている。ただし、「冠を授与すること (**stef[anoun]**)」および「布告すること (**ahagoreu/ein**)」という規定だけでなく、26-28 行目の「アスロテタイが大パンアテナイア祭の前年に冠を製作すること (**lpoie]isqai**)」、39-40 行目の「冠の費用をアスロテタイに与えること (**dido/mai**)」という規定もまた現在不定形で記されている。それゆえ、冠の授与とその布告は、4 年に一度の大パンアテナイア祭で毎回なされたと推測されている。⁽²⁹⁾

従来、アテナイ市民に対する「冠授与の布告」の碑文における初出は、ペイライエウス区のカロプスの子アポッロニデスを顕彰する 303/2 年の決議 IG II² 492 とされてきた。⁽³⁰⁾ その決議では、彼に法に定められた金冠を授与し、「[この冠授与をパンアテナイア祭の] 体育 [競技の時に布告すること]」が定められている。しかし実際は、325/4 年の海軍碑文 IG II² 1629 における用例を、市民に対する布告の初出と見ることができる。⁽³¹⁾ なぜなら、三段櫓船を艦装するために選ばれた三段櫓船奉仕者のうち、それを一番に成し遂げた者に 500 ドラクマ相当の、二番目の者には 300 ドラクマ相当の、三番目には 200 ドラクマ相当の金冠を授与し、「評議会の伝令がタル [ゲリア祭の] 競演時に冠授与を布告すること」が 190-199 行目に記されているからである。当時、三段櫓船奉仕は、アテナイの最も富裕な階層に属する市民たちに負担されていた。⁽³²⁾

また、ポリス自体を布告の対象とする用例も見られる。IG II² 448 では、シキュオンのアデアスの子エウフロン⁽³³⁾の顕彰に続いて、シキュオン市民団に対する顕彰が記されている。その 23-26 行目には、1,000 ドラクマ相当の金冠を授与し、「冠授与を [大ディオニュシア祭] の競演時に布告すること」が定められている。

IG II² 1479 は、アテナ女神と他の神々への奉納品を記した目録である。8-11 行目に「大ディオニュシア祭の悲劇の時に布告された金冠、アテナイ民会がアルキッポスがアルコンの年 (318/7 年) の騎兵長官たちに授与した」とある。さらに 18-20 行目には、「大パンアテナイア祭の体育競技の時に布告された金冠、アテナイ民会がアナフリュストス区のティモテオスの子コノンに授与した」とある。コノンへの冠授与も 318/7 年に年代付けられている。騎兵長官は、全アテナイ人の間から 2 名が挙手選挙されることになっていたため、この用例を市民に対する布告がディオニュシア祭で行われたことを示す碑文の初出とみなすことができる。⁽³⁴⁾

以上の具体例と表からわかることは、第一に、「冠授与の布告」という顕彰形態が 5 世紀末

(27) Cf. Lewis/Stroud, *op. cit.*, pp. 192-193; Osborne, p. 24, n. 57; RO, pp. 53-54.

(28) SIG³ 206; Tod 167; Harding 82; Lawton 35; V-T A110; RO 64. cf. Dem. 20. 29-40.

(29) RO 64 では、24 行目は「金冠を定期的に (regularly) 授与すること」と訳されている。

(30) Henry, *op. cit.*, p. 29.

(31) SIG³ 305; Tod 200; Harding 121; V-T B19; RO 100.

(32) Cf. Dem. 18. 102.

(33) Osborne D24&D38; Schwenk 83; Lawton 54; V-T A163.

(34) Arist. [*Ath. Pol.*] 61. 4.

以降の碑文からみられることであろう。文献史料でも、アンドキデス『帰還について』(410-406年の間)が布告の場所を特定せずに、冠を授与された者が功労者として布告されたことを伝え、イソクラテス『カッリマコスへの抗弁』(402年頃)が、冠を授与し、アゴラのエポニューモイ像の前で大功労者として布告することを定めた決議に言及している⁽³⁵⁾。彼ら以前に「冠授与の布告」に直接言及した史料はなく、彼らの言及においても布告の場所はディオニューシア祭でない。このことから、ディオニューシア祭における「冠授与の布告」という儀式は5世紀末頃に始まり、徐々にそれが慣例となっていった可能性が考えられる。つまりこの儀式は、Goldhillが想定するよりも後の時代に取り入れられたのではない。

第二に、「冠授与の布告」は、まずカリュドンのトラシュプロスやキュレネのエピケルデスといった外国人を対象とするものに始まり(Nos. 1-3, 5, 15-17)、サラミスのエウアゴラスのような外国の王に対する用例も見られる(Nos. 4, 6)。彼らの中には同時に市民権を付与される者もいた(Nos. 1, 4, 5, 17)。また、シキュオンやコロフォンのようにポリス自体が布告の対象となることもあった(Nos. 9, 12, 18)。これに対し、アテナイ市民に対する布告の用例は4世紀の第4四半期以降に現れてくる(Nos. 8, 10, 11, 20, 21)。つまり「冠授与の布告」は、まず外国人を対象とする顕彰において始まり、市民に対する布告はそれを模倣したものを見ることができよう。

第三に、デモステネスは330年に行われた裁判において、「劇場における布告について、何万人の名が何万回も布告されていたことや、私自身がかつて何度も[冠を授与]されていたことは、省略しよう⁽³⁶⁾」と述べている。「何万人の名が何万回も(muriakij muriouj)」は明らかに誇張であるが、⁽³⁷⁾碑文にみられるように劇場における布告はしばしば行われていたのであろう。ただし市民に対する用例は、文献史料においてもデモステネスに対するクテシフォンの提案(336年)とアリストニコスの提案(341/0年)以前には知られていない。⁽³⁸⁾アテナイ市民に対する「冠授与の布告」は、4世紀後半までまれであったのではないか。

第四に、布告規定には、伝令が布告を行う者として現れる用例が多く見られる(Nos. 1-4, 7, 8, 12)。初期の用例は校訂者による補いであるが、上述のアンドキデスの引用には **apakhruittw**「伝令の声で布告する」という動詞が用いられている。またアイスキネス『クテシフォン弾劾』(330年)は、劇場で悲劇が上演される前に伝令が前に進み出て、決議に定められた布告を行っていたことを伝えている。⁽³⁹⁾布告は伝令の役目であったと考えて良いだろう。しかし4世紀末以降は、顕彰碑文に布告監督規定が組み込まれるようになり、特定の役職に就く者が布告を行うよう定

(35) And. 2. 18; Isoc. 18. 61.

(36) Dem. 18. 120.

(37) Cf. Wankel, H., *Demosthenes: Rede für Ktesiphon über den Kranz*, Heiderberg, 1976, S. 638; Usher, S. (ed.), *Demosthenes: On the Crown*, Warminster, 1993, p. 120; Yunis, H. (ed.), *Demosthenes: On the Crown*, Cambridge, 2001, p. 179.

(38) クテシフォン提案 (Aeschin. 3. 17-23, 49, 236-237; Dem. 18. 57)、アリストニコス提案 (Dem. 18. 83-84, 223)。

(39) Aeschin. 3. 153-155.

めることが慣例となっていく⁽⁴⁰⁾。

第五に、冠授与を布告する場所として、とりわけディオニュシア祭の悲劇競演時が選ばれている (Nos. 1-4, 9, 10, 13, 15-17, 19, 21)。5世紀の用例はいずれも校訂者による補いであるが、ディオニュシア祭を布告の場に指定していると考えられる。また、パンアテナイア祭でも布告が行われることがあった (Nos. 6, 11, 12, 18, 20)。その場合は、体育競技が行われる競技場でなされている⁽⁴¹⁾。特にディオニュシア祭が布告の場所として用いられた理由は、ディオニュシア祭が他の祭儀よりも多くの人々を効果的に一つの場所に、同時に集めることができたからであろう。実際、ディオニュソス劇場は 15,000 人から 20,000 人ほどを収容できたと考えられている⁽⁴²⁾。またディオニュシア祭には観客として外国人も参加できたため、劇場で外国人に対する冠授与を布告することで、アテナイに対する外国人のさらなる貢献を喚起する目的もあったのだろう。

最後に、布告規定の文言自体は 4 世紀末頃からある程度の定型化はみられるが、完全な表現の一致には至らない。これは、「冠授与の布告」が定期的に行われるものではなく、まれであったこと、それゆえ特別な意味を持ったことを示していると考えられる。

3 デーモス碑文における「冠授与の布告」

「冠授与の布告」に関するデーモスの碑文史料は、4 世紀中頃から 3 世紀後半にかけて 15 例⁽⁴³⁾ある。ただし、アイクソネ区決議の SEG 36. 186 (313/2 年) は、「冠授与の布告」ではなく、冠授与を劇場で行うよう規定している。しかし上述の IG II² 212 のように、「冠授与の布告」には冠授与の儀式自体も組み込まれていた可能性があるため、ここでは史料として取り上げることとする。以下、15 の用例についてデーモスごとに紹介していきたい。

【アカルナイ区】

SEG 43. 26. B は、デーマルコスの子オイノフィロスの子オイノフィロスと、財務官のニコデモスの子ファノマコスと、ディオニュシア祭の監督役の [テ] ⁽⁴⁵⁾オンの子レオンを顕彰する 315/4

(40) 布告は、主に財務長官 (**ο(ε)ῖ θῆ διοικῆσει**) や軍事財務官 (**ταμιάς τῶν στρατιωτικῶν**) によって監督されることになる。3 世紀末以降に増加するエフェボイとその監督官を顕彰する決議においては、エフェボイに対する布告を将軍と軍事財務官が監督し、エフェボイの監督官に対する布告を将軍のみが監督するよう定めた用例が多く見られる。Henry, *op. cit.*, pp. 34-36.

(41) 3 世紀以降はディオニュシア祭だけでなく、パンアテナイア祭やエレウシニア祭、そしてプトレマイア祭においても布告するよう定めた用例が多くを占める。

(42) Cf. Csapo/Slater, *op. cit.*, p. 286.

(43) IG II² 1208 (4 世紀中頃以後) にも、**[α]ειπ[λείν τὸν] κήρυκα** との補いがなされ、「パイアニ [ア区の] ダイシアスの子 [……]」と読める箇所もあるが、その人物が被顕彰者なのか、そもそもデーモス決議なのか疑問視されているため、史料として扱うことはできない。cf. Whitehead, *op. cit.*, p. 392.

(44) Whitehead, *op. cit.*, p. 222, n. 273. ただし、Jones, N. S., *Rural Athens Under the Democracy*, Philadelphia, 2004, pp. 148-149 は、冠授与と「冠授与の布告」を区別する。

(45) SEG 44. 57 によれば、S. Humphreys が「[ディ]オン」という復元を提案している。

年の決議である⁽⁴⁶⁾。アカルナイ区成員は、彼らが「申し分なくまた熱心にディオニュソス神に対する供儀、祭列、競演を監督し、諸法に従ってデーモス成員のために他のあらゆることを処理する」ので、各人にキツタ冠を授与し、「デーマルコスがこの冠授与をアカルナイ区のディオニュシア祭の[競演時に]布告すること」を決議した。また、「この決議をデーマルコスのオイノフィロスが石板に[刻み]、アテナ・ヒッピア[神殿]に建てること」、そして「彼らとその子孫に、アカルナイ区のディオニュシア祭の競演時に最前列の席に座るプロエドリアを永遠に与えること」も定められた。

【アイクソネ区】

IG II² 1202 は、グラウコンの子カリクラテスと、アリストファネスの子アリストクラテスを顕彰する 313/2 年の決議である。アイクソネ区成員は、彼らが「アイクソネ区に関して良き人であり、また熱心な人である」ので、「各人に 500 ドラクマ相当の金冠を授与すること」、そして「アイクソネ区やアイクソネ区の共有財産に対する徳と正義の故にアイクソネ区が彼らに冠を授与することを、アイクソネ区のディオニュシア祭の喜劇の時に劇場において布告すること」、および「この決議をデーマルコスのヘゲシラオスと財務官たちが石板に刻み、アイクソネ区の劇場に建てること」を決議した。

SEG 36. 186 は、合唱隊奉仕者のアウトクレスの子アウトアスと、フィリッポスの子フィロクセニデスを顕彰する 313/2 年の決議である⁽⁴⁸⁾。アイクソネ区成員は、彼らが「申し分なくまた熱心に合唱隊奉仕者を務めた」ので、「テオフラストスがアルコンを務めた後の喜劇の時に劇場において各人に 100 ドラクマ相当の金冠を授与すること」を決議した。また、彼らには供儀のために 10 ドラクマが与えられ、「アイクソネ区成員が常に出来る限り立派なディオニュシア祭を挙げるように、この決議を財務官たちが石板に刻み、劇場に建てること」も定められた⁽⁴⁹⁾。

(46) Steinhauer, G., "DUO DHMOTIKA YHFISMATA TWN AXARNEWN", *AE* 131, 1992, pp. 179-193; Jones, *op. cit.*, pp. 96-97.

(47) Whitehead 12; Lawton 155; Jones, *op. cit.*, p. 106.

(48) Kyparissis, N., Peek, W., "Attische Urkunden", *MDAI (A)* 66, 1941, pp.218-219, no. 1; Whitehead 13; Lawton 154; Jones, *op. cit.*, p. 106.

(49) Whitehead, *op. cit.*, pp. 218-219 は、このアイクソネ区の二つの決議の成立年代が同じこと、提案者も同じ「ソシッポスの子グラウキデス」であること、各決議がデーモス成員二人を顕彰していることから、カリクラテスとアリストクラテスも合唱隊奉仕者であり、彼ら二組がアイクソネ区のディオニュシア祭の喜劇で競演し、アウトアスとフィロクセニデスが勝利したと解釈した。しかし、勝者が 100 ドラクマ相当の金冠で、敗者が 500 ドラクマ相当の金冠を授与されたとは考えにくいのではないかと。むしろ決議に言及がないように、カリクラテスとアリストクラテスは合唱隊奉仕者ではなく、ディオニュシア祭とは関連のない功勞の故に顕彰されたと考える方が妥当であろう。Lawton 155 や Jones, *op. cit.*, p. 110 も同様の見解を示している。また、Whitehead, *op. cit.*, p. 219, n. 252 は、SEG 36. 186 の決議の上部に喜劇の仮面が五つ刻まれていることから、五組の合唱隊奉仕者が喜劇で競演した可能性も指摘している。

【アトモノン区】

IG II² 1203 は、アトモノン区の分配役 (**oi(merarxai)**) 6 人を顕彰する 325/4 年の決議である。⁽⁵⁰⁾ アトモノン区成員は、カリアデスの子カイレファネス、ディオニュソドロスの子ディオニュソファネス、リュキスコスの子リュコフロン、アリストマコスの子アンティフォン、リュシアスの子リュシッポス、ファラントスの子スキュティオンが「申し分なくまた熱心に供儀と共有財産を監督した」ので、「各人に 500 ドラクマ相当の金冠を授与すること、アマリュシア祭の競演時に布告すること」、そして「デーマルコスのポ[...]がこの[決議]を石板に刻み、[神殿に建てること]」を決議した。

【エレウシス区】

IG II² 1186 は、エレウシス区に居住するテーバイ人のディオニュシオスの子ダマシアスと、フリュニコスを顕彰する 350 年頃の決議である。⁽⁵¹⁾ ダマシアスに対する顕彰の文言のみが残されている。エレウシス区成員は、ダマシアスが規律正しくあり続け、エレウシス区のディオニュシア祭を熱心に行い、神々とアテナイ市民団とエレウシス区に対して熱心に奉仕し、「自費で子供と大人の二つの合唱隊を準備し、デメテルとコレとディオニュソスに献げた」ので、彼に「1,000 ドラクマ相当の金冠を授与すること」、そして「二神に対する節度と敬虔の故にエレウシス区がテーバイ人のディオニュシオスの子ダマシアスに冠を授与することを、グナティスの後のデーマルコスがエレウシス区のディオニュシア祭の悲劇の時に布告すること」を決議した。また、彼と子孫にはエレウシス区におけるプロエドリアとアテレイアが付与され、彼には供儀のために 100 ドラクマが与えられた。なお、この決議を刻んだ石板は、ディオニュソス神殿に建てるよう定められた。

IG II² 1188 は、ヒエロファンテスであるパイアニア区のテイサメノスの子ヒエロクレイデスを顕彰する 350 年頃の決議である。⁽⁵²⁾ エレウシス区成員は、彼が「エレウシス区に関して[良き人であり]、現在においても過去においても出来る限り良きことを述べ続け、また行い続けている」ので、彼に 500 ドラクマ相当の金冠を授与し、「[供儀に関する敬虔さ]とエレ[ウシス区に対する]熱心な奉仕の故に[エレウシス区がヒエロファンテスに]冠を授与することを、[デーマルコスが]ディオ[ニュシア祭の悲劇の時に布告すること]」⁽⁵³⁾ を決議した。また、彼と子孫にアテレイアを与え、この決議をデーマルコスが石板に刻み、エレウシス区の劇場に建てるよう定められた。

IG II² 1189 は、ヒッポトンティス部族のエフェボイとその訓育官を顕彰する 334/3 年の決議である。⁽⁵⁴⁾ エレウシス区成員は、ヒッポトンティス部族のエフェボイが「[申し分なくエレウシス区の守備隊を]受け持って管理し、エレウシス区で[定められた諸法が命ずるあらゆることを]受け持ち、[訓育官に従順であった]」ので、彼らに冠を授与し、さらに彼らの訓育官

(50) Schwenk 70; Whitehead 17; V-T D20.

(51) SIG³ 1094; Whitehead 22; V-T D5.

(52) Whitehead 23; V-T D6.

(53) Clinton, K., *The Sacred Officials of the Eleusinian Mysteries*, Philadelphia, 1974, p. 18, no. 5 の補いによる読み。

(54) Whitehead 27; V-T D10.

[…………]にも金冠を授与し、「[デーモスが…………に冠を授与することを]ディオニュシア祭の[悲劇の]競演時に布告すること」を決議した。また、訓育官にはプロエドリアも与えられた。

IG II² 1187 は、将軍であるハグヌース区のアウトクレスの子デルキュロス⁽⁵⁵⁾を顕彰する 319/8 年の決議である。エレウシス区⁽⁵⁶⁾成員は、彼が「他のことにも、デーモスの子供たちが教育されるようにも、エレウシス区のために熱心に奉仕した」ので、彼に 500 ドラクマ相当の金冠を授与し、「エレウシス区に対する徳と熱心な奉仕の故にエレウシス区がハグヌース区のアウトクレスの子デルキュロスに冠を授与することを、エレウシス区の悲劇の競演時に劇場で布告すること」、そしてエレウシス区におけるアテレミアとプロエドリア⁽⁵⁷⁾を与え、「エレウシス区成員と同様に犠牲獣の一部をその時々⁽⁵⁸⁾にデーマルコスを務める者が彼に分け与えること」を決議した。なお、この決議を刻んだ石板は、デメテルとコレのプロピュライアの傍らへ建てるよう定められた。

IG II² 1193 は、国境守備隊長であるケファレー区のスミキュティオン⁽⁵⁷⁾を顕彰する 4 世紀末の決議である。エレウシス区成員は、彼が国境守備隊長としてエレウシス区に貢献したので、彼に金冠を授与し、「エレウシス区がスミキュティオンに冠を授与することを、イサルコスがデーマルコス⁽⁵⁸⁾を務めた後のデーマルコスがディオニュシア祭の悲劇の時に[布告すること]」、さらにプロエドリア⁽⁵⁹⁾を与えることを決議した。また、この決議はデーマルコスが石板に刻み、最良と思われる場所に建てるよう定められた。

IG II² 1299.51-80 は、将軍であるレウコノイオン区のアリストメノスの子アリストファネス⁽⁵⁸⁾を顕彰する 236/5 年の決議である。エレウシス区成員は、「アテナイ市民団と[エレウシス]区に対する[善意と熱心な奉仕の故に]」彼に法に定められた金冠を授与し、「この冠授与を[ハロア祭の父祖伝来の]競演時に[布告すること]」、そして「[この決議を]石板に[刻み]、[神殿の中庭に建てること]」を決議した。⁽⁵⁹⁾

【ハライ・アラフェニデス区】

SEG 34. 103 は、フラシクレスの子フィロクセノス⁽⁶⁰⁾を顕彰する 350 年頃の決議である。ハライ区成員は、彼が「申し分なくまた熱心にピュッリコスに捧げる踊りの合唱隊のために合唱隊奉仕者を務め、デーモスにおける他のあらゆる公共奉仕のために申し分なくまた熱心に公共奉

(55) SEG 34. 106 に採録された Mitchel, F. W., "An Ephebic Dedication of 334/3 Reconsidered", *AncW* 9, 1984, pp. 114-118 による読み。

(56) *SIG*³ 956; Whitehead 31; Lawton 127.

(57) *SIG*³ 356; Whitehead 34; Lawton 152.

(58) Whitehead 41.

(59) この碑文の 1-50 行目には、エレウシス区とパナクトンとフェレー区に駐屯する市民、ポリスで軍務に就く兵士、エレウシス区に駐屯する兵士による決議が記されている。被顕彰者は同じアリストファネスであり、彼に金冠を授与し、青銅像をエレウシス区の神殿の中庭に設置することを「ハロア祭の父祖伝来の競演時に、パナクトンのアパトゥリア祭の供儀の時に、フェレー区でアルテミス・アグロテラへの供儀が行われる時に、中心市のディオニュシア祭の悲劇の新作競演時に」布告するよう規定されている。

(60) Stavropoulos, P. D., "Tinhtikon yhfisma (Alwn Arafhidwn)", *AE*, 1932, *Chronika*, pp. 30-32; Whitehead 60; V-T D22.

仕者を務めた」ので、彼に500ドラクマ相当の金冠を授与し、供儀のために5ドラクマを与え、「ハライ区に対する正義と熱心な奉仕の故にハライ区がフラシクレスの子フィロクセノスに冠を授与することを、伝令がタウロポリア祭の競演時に布告すること」を決議した。また、ハライ区が挙行する「全競演⁽⁶¹⁾」におけるプロエドリアを彼に与え、この決議をデーマルコスが石板に刻み、アルテミス神殿に建てることも定められた。

【イカリオン区】

IG II² 1178 は、デーマルコスのニコンと、合唱隊奉仕者のエピクラテスとプラクシアスを顕彰する350年以前の決議である⁽⁶²⁾。まず、「ディオニュソス神に対する祝宴と競演を申し分なくまた正しく挙行した」デーマルコスにキツタ冠を授与し、「イカリオン区成員がニコンに、イカリオン区がデーマルコスに冠を授与することを伝令が布告すること」⁽⁶³⁾が記され、次に合唱隊奉仕者2名にもキツタ冠を授与し、「デーマルコスと同様に布告すること」が記されている。

SEG 22. 117 は、デーマルコスのソシゲネスの子[...]aiej を顕彰する330年頃の決議である⁽⁶⁴⁾。イカリオン区成員は、彼が「[父祖伝来の]あらゆる神々に犠牲を献げ、[他のあらゆることを]申し分なくまた熱心に監督」したので、彼に1,000ドラクマ相当の金冠を授与し、「冠授与をディオニュシア祭の悲劇の時に布告すること」⁽⁶⁵⁾を決議した。また、この決議はディオニュソス神殿に建てるよう定められた。

【ペイライエウス区】

IG II² 1214 は、コッレイダイ区のカッリメドンの子カッリダマス⁽⁶⁶⁾を顕彰する280年頃の決議である。ペイライエウス区成員は、彼が「アテナイ市民団とペイライエウス区に関して良き人であり、出来る限り良きことをなし、時宜にかなった善意を示した」ので、彼にオリーブ冠を授与し、ペイライエウス区成員と同様に供儀における分け前を分配し、ペイライエウス区のディオニュシア祭の時のプロエドリアを与え、「ペイライエウス区成員がコッレイダイ区のカッリメドンの子カッリダマスに冠を授与することを、伝令が悲劇の競演時に劇場において布告すること」を決議した。また、この決議を石板に刻み、ヘスティア神殿に建てることも定められた。

【ラムヌース区】

SEG 22. 120 は、「申し分なくまた正しく守備隊を受け持った」メリテ区の子カッ

(61) このデーモスではディオニュシア祭の挙行も推測されているため、「全競演」にはディオニュシア祭も含まれた可能性がある。cf. SEG 46. 153 (341/0年)。

(62) Whitehead 65; V-T D2.

(63) この箇所は、様々な解釈がなされている。さしあたって、拙稿「古典期アッティカのデーモスをめぐる研究動向——N. F. Jones と E. E. Cohen の近著を中心に——」『神戸大学史学年報』20、2005年、69-70頁を参照。

(64) Robinson, D. M., "Three New Inscriptions from the Deme of Ikaria", *Hesperia* 17, 1948, pp. 142-143, no. 3; Whitehead 67; V-T D16.

(65) Robinson は、「[冠授与をディオニュソス神殿において伝令が]布告すること」と読む。

(66) SIG³ 912; Whitehead 89.

リッポスを顕彰する 250 年頃の決議である。⁽⁶⁷⁾ ラムヌース区成員は、彼に金冠を授与し、ディオニュシア祭におけるプロエドリアを与え、「伝令が [ディオニュシ] ア祭の競演時にこの決議を布告すること」を決議した。決議を刻んだ石板は、ネメシス神殿に建てるよう定められた。

以上の用例から読み取れることは、まず第一に、デーモスによる「冠授与の布告」が 4 世紀中頃から始まったようにみえることである。ただしそのことの意味は、当時の社会背景やデーモス碑文の包括的分析をふまえて考察する必要がある。その具体的な考察は、別稿にゆずりたい。

第二に、決議デーモスと被顕彰者の所属デーモスに注目してみたい。デーモスが同じデーモスの成員を顕彰する場合、被顕彰者はデーマルコスか合唱隊奉仕者であることが多い。デーマルコスが顕彰される理由としては、ディオニュシア祭の挙行やディオニュソス神への供儀に対する貢献が見られる。合唱隊奉仕者に関しても、ハライ・アラフェニデス区の用例を除けば、全てディオニュシア祭との関連をうかがうことができる。一方、デーモスが他のデーモスの成員を顕彰する場合、被顕彰者はエフェボイとその訓育官、将軍、国境守備隊長、守備隊指揮官といったポリス・レベルの軍事的役割を担う者がほとんどである。彼らが顕彰される理由はその職務上の功勞であり、ディオニュシア祭との関連はみいだせない。注目すべきは、このような他デーモスの成員を布告の対象とする用例が、エレウシス区の決議碑文に偏っていることである。このことから、他のデーモスの成員に冠を授与し、それを布告するという行為は、エレウシス区に特徴的な顕彰形態であったといえることができるかもしれない。

第三に、布告規定には、布告を行う者として伝令あるいはデーマルコスの姿を認めることができる。デーマルコスはおそらく全てのデーモスに存在したと思われるが、伝令は 7 デーモスに証明されるにすぎない。⁽⁶⁸⁾ 伝令という役職が全てのデーモスに置かれていたとは限らぬこと、そしてデーマルコスがデーモスにおいて最も重要な役職であったことを考えれば、布告をデーマルコスが行うことは自然なことであったのだろう。

第四に、冠授与を布告する場所として 15 例中 12 例がディオニュシア祭の劇競演時を指定していると推測される。残り 3 例はアマリュシア祭、タウロポリア祭、ハロア祭を布告の場を選んでいいる。アトモノン区のアルテミス・アマリュシア信仰はパウサニ阿斯が伝えており⁽⁶⁹⁾、ハライ・アラフェニデス区にはアルテミス・タウロポロスの神殿の存在も確認されている。⁽⁷⁰⁾ 決議からもそれぞれの祭儀に関連する奉仕を読み取れるため、その祭儀の時に布告するよう定められたと考えられる。エレウシス区の場合は、兵士たちの決議がエレウシス区においてはハロア祭で布告するよう定めたことと呼応して、デーモス独自の決議もその祭儀を指定したと思われる。つまり、デーモスにおける「冠授与の布告」は、デーモス独自の祭儀における「競演」と結び

(67) Mastrokostas, E., *Praktika*, 1958, p. 32; Whitehead 109.

(68) アイクソネ区 (*IG II²* 1199. 20-22)、エルキア区 (*SEG* 21. 541; E47-48)、ハライ・アラフェニデス区 (*SEG* 34. 103. 14-24)、イカリオン区 (*IG II²* 1178. 3-8)、ペイライエウス区 (*SEG* 33. 143; *IG II²* 1214. 28)、フレアツリオイ区 (*SEG* 35. 113. 6)、ラムヌース区 (*SEG* 22. 120. 6-7)。

(69) Paus., 1. 31. 4. cf. *IG I²* 865.

(70) Travlos, J., *Bildlexikon zur Topographie des antiken Attika*, Tübingen, 1988, S. 211-215.

ついたということができよう。

最後に、アトモノン区を除き、「冠授与の布告」を決議した各デーモスに劇場が存在した証拠がある。⁽⁷¹⁾このことから、布告規定を含む決議の中に「劇場」への言及がない場合でも、布告が競演あるいはディオニュシア祭の時に行われたこと、そしてそのデーモスに劇場が存在したことを考え合わせれば、劇場がその布告の舞台であったとって良いだろう。

おわりに

以上のように、ポリスによる「冠授与の布告」は、ディオニュシア祭の「競演」時やパンアテナイア祭の「競技」時に行われていた。アッティカのデーモスが、このポリスの祭儀における儀式を模倣したことは間違いないであろう。ただし、デーモスによる「冠授与の布告」はディオニュシア祭のみと結びついていたのではなかった。むしろその儀式は、アッティカ各地のデーモスが独自に挙げる祭儀に組み込まれたと理解すべきである。

今後は、「冠授与の布告」を行ったデーモスがどのようなデーモスであったか、そしてデーモスにおいてその儀式が行われた4世紀後半という時代背景をどのように考慮するか、といった点について考察を深めていきたい。

(71) Cf. Jones, N. F., *The Associations of Classical Athens: The Response to Democracy*, Oxford, 1999, p. 92.